



佐賀県公報

平成16年
6月4日
(金曜日)
号外第2号

目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

監査委員事項

○行政監査結果の公表

(公告) 一

○ 監査委員事項

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行について監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を、別冊のとおり公表する。

平成16年6月4日

佐賀県監査委員

孝	中	村	中	村	孝
男	澄	川	澄	川	男
幸	留	守	留	守	幸
明	同	嶋	同	嶋	明
	牛		牛		

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年六月四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 印刷所 発行定日 毎週月水金曜日
西部印刷企画(株)

佐 賀 県 公 報

平成16年6月4日号外第2号

行 政 監 査 報 告 書

平成15年度

(事務事業の外部委託について)

佐 賀 県 監 査 委 員

目 次

第1	監査対象事務	1
第2	監査の目的	1
第3	外部委託の概要	1
第4	監査対象事務事業	1
1	監査対象事務事業の選定	1
2	監査対象事務事業の委託状況	2
第5	監査対象機関	3
第6	監査の実施	3
1	監査の実施時期	3
2	監査の着眼点	3
3	監査の実施方法	3
第7	監査の結果及び意見	3
1	監査結果の概要	3
2	着眼点別監査結果	4
(1)	外部委託の必要性について	4
(2)	外部委託の手續について	4
(3)	外部委託の執行状況について	6
(4)	外部委託の成果について	7

3	監査意見	8
	(1) 「経費節減」への取組み	8
	(2) 類似事業に対する関係各機関間の積極的な情報交換	8
	(3) 清掃業務及び警備業務に関するマニュアル作成化	8
	(4) 外部委託の推進	9
	(個表)	10
	(参考資料)	
1	外部委託の概要（業務内容別契約件数）	77
2	監査対象事務事業一覧	78
3	監査対象事務事業の委託状況	82
	(1) 落札率別事業数（契約方法別）	82
	(2) 受託者別事業数	82
	(3) 契約方法別事業数	83
	(4) 3年以上継続している事業数（契約方法別）	84
	(5) 支払方法別事業数	85
	(6) 支払方法別事業数（業務内容別）	85
	(7) 一部再委託事業数	86
4	個表における「評価結果図」について	87
	(1) 評価項目の設定と評価結果の表示	87
	(2) 評価の考え方	88
	(3) 評価の方法	88

第1 監査対象事務

事務事業の外部委託について

第2 監査の目的

県は、平成14年3月に決定した佐賀県行政改革基本方針において、「民間の専門的な知識や技術、ノウハウ等を活用することなどにより、行政サービスの向上や業務の効率化、県民ニーズへのきめ細かい対応が可能なもの等については、県の適正な管理・監督の下に、民間委託や外部資源の活用（アウトソーシング等）を推進」することを掲げ、事務事業の外部委託を進めているところである。

民間委託を進めるに当たっては、行政サービスの向上を図るとともに、費用対効果にも留意しながら、なお一層の効率的な事務事業の運営に努めることが重要である。

このため、本県の事務事業の外部委託について、委託の必要性、委託の契約手続及びその執行状況、委託の成果などの行政監査を実施し、今後の行政事務の改善に資することとした。

第3 外部委託の概要

平成14年度の県の委託件数及び契約金額は、予備調査で県の各機関から提出された調書によると、合計10,367件及び15,884百万円となっていた。

なお、県の全機関について、各部局ごとに公共・県単別及び業務内容別に区分した契約件数は参考資料1（77ページ参照）のとおりである。

第4 監査対象事務事業

1 監査対象事務事業の選定

監査の効率面を考慮し、今回は、この参考資料1に掲げる10,367件のうち、まず、「委託業務がマニュアル化されているもの」や「契約書の作成が義務化されていないもの」、「国の会計検査の対象となっているもの」等に係る次の事務事業を除いた。

- ① 工事に係る設計、調査、施工管理業務で算出方法や基準が定まっているもの
- ② 公の施設の管理委託業務（財政的援助団体等監査で別途実施）
- ③ 登記委託、電算処理委託等の手続的事務
- ④ 平成14年度で委託業務を終了したもの
- ⑤ 契約金額が100万円以下のもの（契約書の作成の義務化なし）
- ⑥ 国の会計検査の対象となっている公共事業

その結果、契約件数688件（全体の6.64%）、金額3,972百万円（同25.01%）となった。

この688件を業務内容別に分類した契約件数は下表のとおりである。

(単位：件)

業務内容	定型的	時期集中	維持管理	設置・撤去	専門的	広報	その他	計
件数	82	48	161	11	278	85	23	688

(業務内容の説明)

- ・ 定型的(マニュアル化等により経費節減可能な業務)…窓口業務、アンケートの実施、免許委託、バス配車等
- ・ 時期集中(時期的に集中する業務)…イベントの企画・運営、研修会・講習会の企画・運営、定期健康診断等
- ・ 維持管理(施設・設備の維持管理業務)…庁舎清掃・保守・警備、宿舍樹木剪定、庁舎害虫防除等
- ・ 設置・撤去(物品等の設置・撤去業務)…廃棄物収集・運搬、舞台設営、机・椅子撤去等
- ・ 専門的(専門的知識や技術を必要とする業務)…マスタープラン策定、鑑定評価、各種検査・分析、システムプログラム開発、消防設備保守点検等
- ・ 広報(PR関係作成、配布業務)…看板作成、パンフレット作成、ビデオ作成、ホームページ作成・更新、放送プログラム作成等
- ・ その他…上記6業務に該当しない業務

次に、上記 688 件の中から、

- ① この分類ごとに各部局等において、原則として高額のを各 1 件 (57件)
- ② 契約内容の均一化を図る必要がある各庁舎の共通業務である清掃委託及び警備委託については、各部局等から高額のを各 1 件 (①に該当するものを除く。) (9件)
- ③ 委託期間が通常と異なり 1 年を超えるもの (1件)

合計67件 (688件の9.74%)、1,239百万円 (3,972百万円の31.19%)を監査対象事務事業として選定した。(参考資料2(78～81ページ参照)のとおり)

2 監査対象事務事業の委託状況

あらかじめ監査対象機関から提出された行政監査調書によると、(1)落札率別事業数(契約方法別)、(2)受託者別事業数、(3)契約方法別事業数、(4)3年以上継続している事業数(契約方法別)、(5)支払方法別事業数、(6)支払方法別事業数(業務内容別)、(7)一部再委託事業数は、参考資料3(82～86ページ参照)のとおりとな

っていた。

第5 監査対象機関

外部委託を行った67事務事業を所管する47所属を対象に監査を実施した。

第6 監査の実施

1 監査の実施時期

平成15年6月～平成16年1月

2 監査の着眼点

監査に当たっては、県の事務事業の外部委託が、その目的に沿って効率的に執行され、その成果が有効に活用されているか等の観点から、次の事項を着眼点とした。

- (1) 外部委託の必要性について
- (2) 外部委託の手續について
- (3) 外部委託の執行状況について
- (4) 外部委託の成果について

3 監査の実施方法

監査は、外部委託を行った67事務事業を所管する総務部、企画部、厚生部、環境生活局、経済部、農政部、水産林務局、土木部、出納局、議会、教育委員会、人事委員会及び警察本部の47所属（出先機関を含む。）を対象に、各所属から提出された行政監査調書に基づいて実地監査を行った。

第7 監査の結果及び意見

1 監査結果の概要

全監査対象事業（67）のうち、62の事業に234の改善を要する事項が認められた。

改善を要する事項の主なものは、次のとおりである。

（改善を要する事項が多いもの）

- ・委託に際し、県の他庁舎の類似業務の委託状況を参考としていないもの(28)
- ・報告書の様式を定めていないもの(17)
- ・契約書に守秘義務に関する規定がないもの(12)
- ・契約書に個人情報保護に関する規定がないもの(10)
- ・契約書に契約違反の場合の損害賠償請求に関する規定がないもの(10)

(予算執行上、改善を要する事項)

- ・過年度の契約金額が予定価格に対し、大幅に低かったにもかかわらず、次年度の予定価格の積算に反映されていないもの(3)
- ・指名競争入札において、業者選定理由が記載されていないもの(4)
- ・予算不足のため、別目的で確保した予算と併合して支出負担行為を行っているもの(1)
- ・業務終了後、支出負担行為を行っているもの(1)
- ・報告書が提出されていないもの(1)

なお、部局ごとの改善を要する機関数、事業数及び事項数は、次のとおりである。

部局名	監査対象機関数	要改善事項があった機関数	監査対象事業数	要改善事項があった事業数	要改善事項数
総務部	5	4	8	7	27
企画部	3	3	5	4	11
厚生部	7	7	8	8	33
環境生活局	2	2	4	4	11
経済部	3	3	6	5	20
農政部	5	4	6	5	26
水産林務局	4	4	5	5	14
土木部	7	6	8	7	31
出納局	1	1	1	1	1
議会	1	1	2	2	10
教育委員会	7	7	8	8	34
人事委員会	1	1	1	1	1
警察本部	1	1	5	5	15
計	47	44	67	62	234

2 着眼点別監査結果

監査の着眼点にしたがって改善、是正が望まれる事項を述べると、次のとおりである。

(1) 外部委託の必要性について

外部委託の必要性については、今回の全監査対象事業（67）はその目的に照らし、「事務処理の効率化」、「専門家の知識及び技術の活用」「経費節減」等の理由から外部委託を行っているものと認められ、特に問題とするものは認められなかった。

(2) 外部委託の手続について

① 予定価格の積算について

予定価格は、契約金額決定の基準となるもので、その設定については、適正かつ経済的な価格を見積もる必要がある。

しかし、今回の監査の結果、全監査対象事業（67）のうち、30の事業において、「類似事業との比較検討」及び「積算方法」に関する42の改善を要する事項が認められた。（事業ごとの改善を要する事項については、別添「個表」を参照）

改善を要する事項の主なものは、次のとおりである。

（ア）類似事業との比較検討

・委託に際し、県の他庁舎の類似業務の委託状況を参考とされたい。

（イ）積算方法

・前年度と業務内容が同じということで、前年度契約金額に庁舎所在市の消費者物価指数を乗じるのみで予定価格を積算していた。

② 業者等委託先の選定について

委託先の選定に当たっては、より公平性、透明性、競争性を高めるため、業務の内容、委託の理由、委託先の技術水準等を十分検討した上で、適正な選定理由を明確に記載する必要がある。

しかし、今回の監査の結果、全監査対象事業（67）のうち、10の事業において、「選定理由の記載内容」及び「選定業者の数」に関する10の改善を要する事項が認められた。（事業ごとの改善を要する事項については、別添「個表」を参照）

改善を要する事項の主なものは、次のとおりである。

（ア）選定理由の記載内容

・指名を5業者に限定した理由が不明確であった。

（イ）選定業者の数

・人間ドック式健康診断の受検可能な医療機関が、佐賀市内の3機関のみであった。

③ 契約内容について

契約書は、委託業務の不履行を巡って将来紛争が起こることのないよう、また紛争が起こっても契約書に照らして話し合えば容易に解決するように定めるものであるから、委託業務の達成に当たり必要かつ重要なことは漏れなく、明確に規定する必要がある。

しかし、今回の監査の結果、全監査対象事業（67）のうち、51の事業において、「業務内容」、「契約期間」及び「その他必要な規定」に関する118の改善を要する事項が認められた。（事業ごとの改善を要する事項については、別添「個表」を参照）

改善を要する事項の主なものは、次のとおりである。

(ア) 業務内容

- ・医療廃棄物処理の実施予定がない「血液等の40ℓ容器」を委託内容としていた。

(イ) 契約期間

- ・長期継続契約に該当しないのに、契約期間を定めていなかった。

(ウ) その他必要な規定

- ・契約書に、守秘義務、損害賠償等に関する規定を設けていなかった。

④ 支出負担行為について

支出負担行為は、支出の原因となるべき契約その他の行為をいい、県が支払の義務を負う予算執行の第1段階の重要な行為である。

しかし、今回の監査の結果、全監査対象事業(67)のうち、12の事業において、「見積書の内容」、「支出負担行為の方法」及び「支出負担行為の時期」に関する12の改善を要する事項が認められた。(事業ごとの改善を要する事項については、別添「個表」を参照)

改善を要する事項の主なものは、次のとおりである。

(ア) 見積書の内容

- ・見積書の金額について、積算内訳がなく、総額のみしか記載されていなかった。

(イ) 支出負担行為の方法

- ・委託事業に係る予算では不足するということから、別目的の予算と併合して支出負担行為を行っていた。

(ウ) 支出負担行為の時期

- ・委託業務終了後、支出負担行為を行っていた。

また、複数の委託事業予算が一括して計上されているために、科目の総予算額は超えていないものの、監査対象事業分の予算額を超えて予定価格を設定しているものが8事業あったが、好ましい予算執行とは言えない。予算要求の段階で各事業ごとに必要な予算額を確保するように努められたい。

(3) 外部委託の執行状況について

① 業務の進行管理について

委託事業に関する行政責任、行政サービスの維持・確保を図るためには、受託者との連絡を密にし、当該業務の実施状況を確認し、場合により、受託者へ適正な指導、監督、指示を行う必要がある。

しかし、今回の監査の結果、全監査対象事業（67）のうち、37の事業において、「必要な書類の受領・送付」、「指示・監督」及び「完了、支払」に関する48の改善を要する事項が認められた。（事業ごとの改善を要する事項については、別添「個表」を参照）

改善を要する事項の主なものは、次のとおりである。

（ア）必要な書類の受領・送付

・受託者への「監督員選任」の文書通知について、実施されていなかった。

（イ）指示・監督

・再委託の承認について、文書による手続が行われていなかった。

（ウ）完了、支払

・契約期限内に委託業務が新に発生する可能性があるにもかかわらず、業務完了の確認を行い、契約を終結していた。

（4）外部委託の成果について

① 成果品の保管及び活用について

委託成果である報告書等については、佐賀県文書規程に基づき、後日の参考資料として、いつでも引き出せ、利用できるよう、適正に保管する必要がある。また、公表が可能で、担当所属でなくても参考となるような成果品等については、事業成果を担当所属だけに留めることなく、県の関係機関、市町村等にも幅広く活用できるようにする必要がある。

しかし、今回の監査の結果、全監査対象事業（67）のうち、4の事業において、「成果品の保管」及び「成果品の活用」に関する4の改善を要する事項が認められた。（事業ごとの改善を要する事項については、別添「個表」を参照）

改善を要する事項の主なものは、次のとおりである。

（ア）成果品の保管

・警備報告書の所在が不明となっていた。

（イ）成果品の活用

・成果品である「30分番組のテレビ放映用ビデオ」は、保健所等へも配布し、有効な活用を図られたい。

3 監査意見

事務事業の外部委託については、現在の厳しい財政状況の中で、住民ニーズの多様化に伴って増大する行政サービスをいかに効率的に提供するかという観点に立って、行政運営を進める一手法として重要な役割を果たしている。

県におかれても、このような観点に立って、佐賀県行政改革基本方針を策定し、外部委託の推進に努められている。

こうした状況を踏まえ、今回は県の外部委託について、監査の着眼点に基づき、委託の必要性はあるか、委託の契約手続及び執行手続は適正に行われているか、委託の成果品は適正に保管され、有効に活用されているか、などについて監査を実施した。

その結果、事務事業の外部委託については、おおむね適正に執行、活用されていると認められた。

なお、「1 行政監査結果の概要」及び「2 着眼点別監査結果」で述べたとおり、一部に改善・是正を要する事項が見受けられたので、次のとおり、監査対象事業全般を通して検討されるよう共通的な監査意見を述べる。

(1) 「経費節減」への取組み

「県の他庁舎の類似業務の委託状況を参考としていない」、「過年度の契約金額を次年度の予定価格算定の際に反映させていない」等については、外部委託の一要因である「経費節減」に配慮が足りなかったと考えられる事項である。

地方自治法において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、
・ ・ ・ ・ ・、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定しているとおおり、県が経費節減に配慮するのは当然のことであり、外部委託についても例外ではないので留意されたい。

(2) 類似業務に対する関係各機関間の積極的な情報交換

また、この「類似業務の委託状況を参考としていない」28事務事業のうち、16事務事業が清掃業務、又は警備業務となっており、これらの業務は外部委託が当然という意識が前例踏襲という結果となって現れたのではないかと考えられる。

清掃業務、又は警備業務については、庁舎の規模、構造、用途等の違いはあるものの、業務内容は類似していると考えられる。

このような類似業務については、今後、従前の契約に関する仕様書の内容や積算基礎について、関係各機関間の積極的な情報交換を望むものである。

(3) 清掃業務及び警備業務に関するマニュアル作成化

さらに、清掃業務、又は警備業務については、多くの庁舎で委託されているため、事務処理の効率化の観点から、業務内容、予定価格の積算方法、契約書の様式等を記載したマニュアル作成が望まれる。

(4) 外部委託の推進

今回、監査を実施した外部委託の事務事業は、県全体の外部委託の一部であり、他の外部委託についても同様に改善、是正を要するものがあると思われるので、監査対象外の所属も含め、より一層効果的な外部委託に努められたい。

なお、外部委託に際し、「経費節減」に配慮するよう述べたが、外部委託の最終目的は、県職員に本来求められている政策立案や県民のための質的業務の充実に特化するという組織の構造改革にあるべきと考えられるため、単なる経費節減の手段として行うのではなく、「民間にできるものは民間に委ねる」という意識を持って、より一層の外部委託化の推進に努められたい。

(個表)

【経営支援本部総務法制課】

No. 1

所属機関名	総務学事課	委託開始年度	昭和40年度
委託事務事業名	県庁本館等清掃業務		
契約期間	平成14年4月1日～平成15年3月31日		
委託内容	県が使用する庁舎、会議室及び構内の清掃、ねずみ害虫駆除、花壇等の散水		
委託理由	・清掃は、専門的知識及び技術を要するもの ・専門業者に委託することにより、的確に効率よく遂行可能 ・委託することで職員は、本来業務に専念可能		
契約方法	一般競争入札(12者)	実績額	69,930,000円
支払方法	精算払(毎月)		
評価結果図			
改善を要する事項	○ 予定価格の積算 ・委託に際し、県の他庁舎の清掃業務の委託状況を参考とされたい。 ・積算基礎である作業区分は、「男女の別」でなく、「作業内容の軽重等による区分」に改められないか検討されたい。 ○ 業務の進行管理 ・業務量に応じて支払うべき毎月の委託料を均等割としていた。		

※ 【 】は H16.4.1 付け組織改正後の機関名

(個表)

【経営支援本部総務法制課】

No. 2

所属機関名	総務学事課	委託開始年度	昭和44年度
事務事業名	県庁舎等警備業務		
契約期間	平成14年4月1日～平成15年3月31日		
委託内容	・ 守衛室における守衛の補助又は代行業務（守衛が指定巡回等で不在となる場合） ・ 夜間及び閉庁日における南別館、佐賀県公・宿舍等の巡視		
委託理由	・ 費用節減		
契約方法	指名競争入札（13者）	実績額	5,183,640 円
支払方法	精算払（毎月）		
評価結果図			
改善を要する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 予定価格の積算<ul style="list-style-type: none">・ 委託に際し、県のお他庁舎の警備業務の委託状況を参考とされたい。・ 過年度の契約金額が予定価格に比べ、大幅に低い場合は、過年度の契約金額も参考とされたい。○ 契約の内容<ul style="list-style-type: none">・ 次のとおり、契約書の内容に不備があった。<ul style="list-style-type: none">①警備仕様書に、業務報告書の様式の定めなし②受託者が県の指示等により受託業務を行う旨の規定なし③契約違反の場合の損害賠償に関する規定なし		

※ 【 】は H16.4.1 付け組織改正後の機関名

(個表)

【経営支援本部総務法制課】

No. 3

所属機関名	総務学事課	委託開始年度	平成2年度
事務事業名	県本庁舎建築設備保全業務		
契約期間	平成14年4月1日～平成15年3月31日		
委託内容	電気機械設備、監視制御設備及び防災設備の運転監視、点検保守		
委託理由	・ 建築保安業務は資格や専門的知識が必要		
契約方法	指名競争入札 (10者)	実績額	66,150,000 円
支払方法	精算払 (毎月)		
評価結果図	<p>県本庁舎建築設備保全業務</p> <p>予定価格の積算</p> <p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0</p> <p>成果品の管理活用</p> <p>委託先の選定</p> <p>契約の内容</p> <p>支出負担行為</p> <p>業務の進行管理</p>		
改善を要する事項	○ 業務の進行管理 ・ 契約書に基づく受託者への「監督員の選任」の文書通知について、実施されていなかった。		

※ 【 】は H16.4.1 付け組織改正後の機関名

(個表)

【くらし環境本部私学文化課】

No.4

所属機関名	総務学事課	委託開始年度	平成14年度
事務事業名	私立学校教員等支援事業		
契約期間	平成14年4月19日～平成15年3月31日		
委託内容	学校法人が選択した事業について、教員の補助員を配置し、学校教育活動等における教育補助・指導補助を行う		
委託理由	・「緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領 第3」		
契約方法	単独随意契約（7者）	実績額	19,689,699 円
支払方法	概算払・精算払		
評価結果図	<p style="text-align: center;">私立学校教員等支援事業</p> <p>予定価格の積算</p> <p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0</p> <p>成果品の管理活用</p> <p>委託先の選定</p> <p>契約の内容</p> <p>支出負担行為</p> <p>業務の進行管理</p>		
改善を要する事項	○ 契約の内容 ・契約書に個人情報保護に関する規定を設けていなかった。		

※ 【 】は H16.4.1 付け組織改正後の機関名

(個表)

【統括本部危機管理・広報課】

No.5

所属機関名	広報課	委託開始年度	昭和44年度
事務事業名	県政広報テレビ番組制作・放送業務		
契約期間	平成14年4月1日～平成15年3月31日		
委託内容	テレビ番組の制作及び放送		
委託理由	・ 高度な専門的知識が必要 ・ 業者の所有する映像資料等を利用することでの経費節減		
契約方法	単独随意契約	実績額	35,259,000 円
支払方法	精算払（毎月）		
評価結果図	<p style="text-align: center;">県政広報テレビ番組制作・放送業務</p> <p style="text-align: center;">5 4 3 2 1 0</p> <p style="text-align: center;">成果品の管理活用 委託先の選定</p> <p style="text-align: center;">業務の進行管理 契約の内容</p> <p style="text-align: center;">支出負担行為</p>		
改善を要する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 契約の内容<ul style="list-style-type: none">・ 次のとおり、契約書の内容に不備があった。<ul style="list-style-type: none">① 「新春知事対談」の放映時間帯の明示なし② 県が「番組のテーマ」を決定する旨の明示なし③ 守秘義務に関する規定なし○ 支出負担行為<ul style="list-style-type: none">・ 見積書に委託内容に含まれない「再放送」業務が記載されていた。		

※ 【 】は H16.4.1 付け組織改正後の機関名

(個表)

【経営支援本部市町村課】

No.6

所属機関名	市町村課	委託開始年度	平成14年度
事務事業名	市町村合併をともに考える対話集会事業		
契約期間	平成14年12月9日～平成15年3月31日		
委託内容	・対話集会の開催 ・新聞広告の作成、掲載 ・統一ポスターの作製		
委託理由	・対話集会の開催にあたって省時間、省力化 ・シンポジウム開催にあたっては技術、知識、経験が必要		
契約方法	単独随意契約	実績額	6,396,909 円
支払方法	精算払		
評価結果図	<p style="text-align: center;">市町村合併をともに考える対話集会事業</p> <p style="text-align: center;">予定価格の積算 5 4 3 2 1 0</p> <p>成果品の管理活用 委託先の選定</p> <p>業務の進行管理 契約の内容</p> <p style="text-align: center;">支出負担行為</p>		
改善を要する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 契約の内容<ul style="list-style-type: none">・次のとおり、契約書の内容に不備があった。<ul style="list-style-type: none">①完了報告書の様式の定めなし②受託者への監督者選任通知に関する規定なし③委託料の支払に関する規定なし④守秘義務に関する規定なし⑤業務遂行上の事故による損害発生の場合の責任分担に関する規定なし○ 業務の進行管理<ul style="list-style-type: none">・受託者への「監督者の選任」の文書通知について、実施されていなかった。・受託者との協議を文書で記録していなかった。		

※ 【 】は H16.4.1 付け組織改正後の機関名

(個表)

【くらし環境本部消防防災課】

No. 7

所属機関名	消防防災課	委託開始年度	昭和57年度
事務事業名	県総合防災訓練地震倒壊家屋仮設・撤去等業務		
契約期間	平成14年5月14日～平成14年6月3日		
委託内容	地震倒壊家屋の仮設・撤去		
委託理由	・専門的知識、技術が必要		
契約方法	指名競争入札(6者)	実績額	3,360,000円
支払方法	精算払		
評価結果図	<p style="text-align: center;">県総合防災訓練地震倒壊家屋仮設・撤去等業務</p> <p style="text-align: center;">予定価格の積算</p> <p style="text-align: center;">5 4 3 2 1 0</p> <p>成果品の管理活用</p> <p>委託先の選定</p> <p>業務の進行管理</p> <p>契約の内容</p> <p style="text-align: center;">支出負担行為</p>		
改善を要する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 予定価格の積算<ul style="list-style-type: none">・委託に際し、他県の類似業務の委託状況を参考とされたい。・予定価格積算における設計単価の根拠が不明であった。○ 契約の内容<ul style="list-style-type: none">・次のとおり、契約書の内容に不備があった。<ul style="list-style-type: none">①完了報告書を提出すべき規定なし②受託者が県の指示等により受託業務を行う旨の規定なし③守秘義務に関する規定なし○ 業務の進行管理<ul style="list-style-type: none">・業務完了検査結果の合格通知を文書で行っていなかった。		

※ 【 】は H16.4.1 付け組織改正後の機関名